

# ISO/IEC17025認証取得支援業務仕様書

## 第 1 章 総 則

- 第1条 本仕様書は、「ISO/IEC17025認証取得支援業務（以下「本業務」という。）」に適用する。
- 第2条 本業務は、群馬県林業試験場が ISO/IEC17025 認証を取得するために必要な事務的作業、校正作業及び申請手続等に対して支援を行い、契約期間内に ISO/IEC 17025 認証申請を行うことを目的とする。
- 第3条 受託者は、本業務の履行に当たっては、契約書及び本仕様書の内容を十分に理解し、信義誠実の原則に則り行うものとする。
- 第4条 受託者は、本業務着手前に本仕様書等を十分照査し、不明な点、疑義又は明記なき点があれば担当職員と協議するものとする。また、業務実施中に生じた場合も同様とする。
- 第5条 受託者は、本業務完了後であっても受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には担当職員が必要と認める訂正、補足、整理、報告及びその他の処理を速やかに行わなければならない。
- 第6条 受託者は、本業務において知り得たことについては、いかなる形においても発注者の許可なく発表又は他へ引用してはならない。

## 第 2 章 業務内容

- 第7条 本業務の業務内容は、ISO/IEC 17025規格の要求事項の第1章～第8章に関する講座実施、及び群馬県林業試験場が本業務に関する試験項目について実施する、「作業標準の作成」、「不確かさの品質管理」、「一般的な機材・機器の管理台帳の作成」、「内部監査体制整備、予備審査準備」の各作業に対する支援とする。なお、本業務に関する試験項目は、表-1のとおりとする。

表-1 試験項目

	試験項目	摘 要	根拠法令、基準等
①	木材の曲げ強度	静的ヤング係数測定試験を含む	製材の日本農林規格
②	木材の動的ヤング係数		(財)日本住宅木材・技術センター 構造用木材の強度試験マニュアル
③	木材含水率	全乾重量法によるもの	JIS Z 2101
④	木材含水率	高周波木材水分計を使用のもの	(公財) 日本住宅・木材技術センター

第8条 受託者は、契約後速やかに支援内容項目と実施予定日等を記した本業務に関する実施計画書を作成し、担当職員に提出の上詳細な打合わせを行うものとする。また、作業実施途中においても担当職員の求めに応じ進捗状況を把握できる記録を提出しなければならない。

第9条 本業務はISO/IEC17025認証申請の予備審査実施までの間に原則として受託者が群馬県林業試験場への訪問により実施するものとする。  
ただし、やむを得ない理由により受託者が群馬県林業試験場へ訪問することが困難な理由がある場合、リモートに打合せとすることができる。

### 第 3 章 提出物及び成果品

第10条 本業務の成果品は次のとおりとする。

- 1 支援内容項目と実施予定日等を記した本業務に関する実施計画書
- 2 ISO/IEC17025認証取得支援の記録 各1式

### 第 4 章 契約期間

第11条 本業務の契約期間は、契約締結の日から令和9年2月26日までとする。